

発議案第3号

大網白里市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記議案を会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

平成27年9月30日

大網白里市議会議長 花澤 房義 様

提出者	議会運営委員会	委員長	岡田 憲二
賛成者	議会運営委員会	副委員長	前之園 孝光
	同	委員	小金井 勉
	同	委員	一色 忠彦
	同	委員	大野 英雄
	同	委員	佐久間 久良
	同	委員	倉持 安幸

別紙

大網白里市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

大網白里市議会委員会条例（昭和62年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「7人」を「6人」に改め、同項第3号中「6人」を「5人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年12月1日から施行する。